

罰則で

県の条例案

子どもを性被害から守れるのでしょうか？

県は「子どもを性被害から守るための条例案」を現在開会中の県議会に提出しています。

日本共産党県議団は、子どもを性被害から守る対策が必要であることは言うまでもありませんが、県の条例案には様々な問題があると考えています。

県民的議論は 始まったばかり

阿部知事は「議論は十分尽くした。条例制定を先延ばしできない」と言います。本当にそうでしょうか。

世論調査でも「県の条例による規制」を求める声は14・2%です。(表)

いまだ県民意見は大きく分かれていません。

阿部知事が「県民のご理解が得られれば」と説明したことと矛盾します。

議会に丸投げして今議会で条例を制定するのはあまりにも拙速です。

性被害は罰則で 防止できるか

条例案で特に問題になっているのは「威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為又はわいせつな行為」に対し、2年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金を科す処罰規定の部分です。県議会でも「条例のある他県を見ても効果は限定的」「管理社会になっていく」「さらに、捜査機関が青少年の恋愛に介入し、冤罪を生む危険性などが指摘されています。

県弁護士会長の声明 (2016年2月8日)

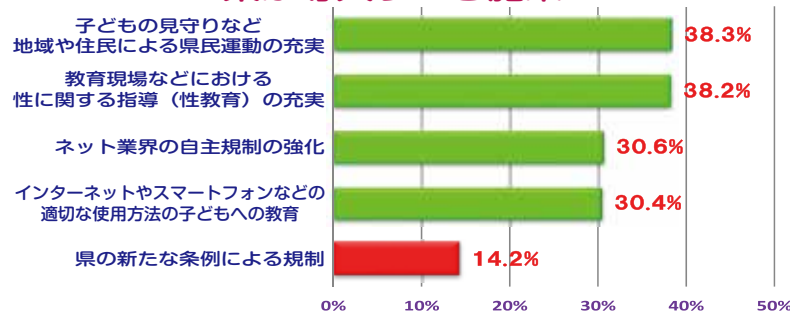
- 加害者自身の性に対する考え方が変わらない限り、被害はなかなか減らない
- 捜査機関が真摯な恋愛による行為か適切に判断できるか疑問であり、過度に広範な規制につながるおそれを否定できない
- 相当慎重な検討を要する問題であり安易に賛成できない

自ら考え行動する力を

長野県内で問題にされている性被害の事例は、インターネットを通じて呼び出されたケースがほとんどです。性の大切さやインターネットの危険性を学ぶ場が十分保障されていないことが問題ではないでしょうか。

日本共産党県議団は、条例制定にこだわらず、自ら考え行動する力をつける場を保障することを提案します。

子どもを性被害から守るために 県が導入すべき施策



(一社)長野県世論調査協会2016年4月1日～3日調査
5つの選択肢より2つ以内を選択して回答

ご意見・ご要望をお寄せください。

長野県 子どもを性被害から 守る条例案 (抜粋)

<p>威迫等による性行為等の禁止 (17条1項・19条1項)</p>	<p>何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為又はわいせつな行為を行ってはならない。 (上記の) 規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>
<p>深夜外出の制限 (18条2項・19条2項)</p>	<p>何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他の正当な理由がある場合を除き、深夜に子どもを連れ出し、同伴し、又は子どもの意に反しとどめてはならない。 (上記の) 規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。</p>



「子どもを性被害から守る取り組み—淫行処罰条例について—」
意見交換会 (5月15日・長野市)

共産党県議団は 意見交換会を開催

日本共産党県議団は、県議会でも再三この問題を取り上げ、条例の問題点を指摘するとともに、県民的な意見交換の場の保障を求めてきました。そして、「子どもを性被害から守る取り組み—淫行処罰条例について—」意見交換会を開催しました。

● 闇のネットが日々進化し、「いいね」で個人情報拡散され、親が想像できない深刻な事態が小中学生にまで及んでいる。大切なことは子どもたちがSNSに対抗できる人間性や判断の力をつける教育が求められている。

● 県主催のタウンミーティングに参加した仲間と独自に学習研究を始めてます。もっと若者が参加し意見を言えるようにしてほしい。長野県の大学で性教育についてのカリキュラムも持つてほしい。

● この条例で、子どもを本当に守れるのか心配。条例より丁寧にはなしを聞いてくれる先生や大人がいることが大切です。

● 小中学校で性を学ぶことなく性行為をしてしまい妊娠するなどのケースもあり、しっかり学校で生命と性をまなぶことが必要。日本社会が生と性を取り上げてこなかった。2009年ユニセフでは「包括的性教育を若者に保障することは政府の責任」としています。



● 学校で性を学んだ記憶がない。隠れて週刊誌など興味本位で知った。自分の性をどう扱うのか悩んだ。自分も他の人も大切にすることを学ぶ権利が子どもにもこそあるのでは。

※SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) = Facebook などインターネットを通じて個人間のコミュニケーションを提供するサービス